平成３０年（フ）第７２号
沖縄県沖縄市山里１丁目９番11号　知念アパート203号室
債務者　當山　全光
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１００号
栃木県宇都宮市若草３丁目19番30号　グローリーヌマノＥ102
債務者　村田　愛子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１９号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町846番地５　フェリースⅠ―201号
債務者　藏谷　　瞳（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３６号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1692番地２
債務者　鈴木　義男（旧姓谷平）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４６号
栃木県那須塩原市東豊浦21番地１　ワーズ・ワースⅢ号館201号、前住所埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1673番地10
債務者　澤田　靖久
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４９号
栃木県那須烏山市小倉418番地
債務者　鈴木　寿正
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３８号
静岡市駿河区東新田４丁目１番２―1203号
債務者　倉野美惠里
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６３号
静岡市駿河区敷地１丁目１番35―604号
債務者　小池　文宏
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６４号
静岡市駿河区敷地１丁目１番35―604号
債務者　小池富美代
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松355番地１白水グリーンハイツ303号
債務者　林　　三雄
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第１４５号
札幌市清田区里塚３条５丁目11番12号、開始決定時の住所札幌市清田区里塚３条１丁目４番１号
破産者　鈴木　光晴
1　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
2　一般調査期日　平成30年７月10日午後２時
平成30年５月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
愛媛県大洲市戒川甲884番地８
破産者　石堂　勝徳
1　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
2　一般調査期日　平成30年７月６日午前10時
平成30年５月11日　松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２０８２号
愛知県海部郡蟹江町学戸１丁目233番地　Ａｍｏｒ　ＤｅｎｓⅡ　202号、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町大字須成字下之割北1254番地２
破産者　横井　由光
1　破産債権の届出期間　平成30年６月10日まで
2　一般調査期日　平成30年７月18日午前10時20分
平成30年５月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７７号
札幌市中央区南18条西９丁目１番39号　レガート南18―304号
破産者　前山　克行
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年８月１日午後２時30分
平成30年５月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６９号
大阪府岸和田市荒木町２丁目16番30号
破産者　藤井　妙子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年８月27日午後１時30分
平成30年５月11日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
岡山市中区江並22番地５
破産者　八田　吉弘
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年８月９日午前10時20分
平成30年５月11日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８０号
広島市佐伯区隅の浜１丁目８番30―302号
破産者　関　　哲也
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月13日午後３時
平成30年５月10日
広島地方裁判所民事第４部